

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や

“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます。

◇対象者は？

離職の翌日から、その翌年度末までの期間において、

(1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）

(2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が 11\*12\*21\*22\*23\*31\*32\*33\*34 に該当する方。

※「高年齢受給資格者証」及び「特例受給資格者証」の方は対象となりません。

◇軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、下記担当までお問い合わせください。

◇軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても該当期間中は、引き続き対象となります。会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を喪失すると軽減措置は終了となります。

□軽減を受けるためには、届出が必要です。

詳しくは、税務課国民健康保険税担当（75-4125）へご連絡ください。